

【Q&A】障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入支援事業

No.	質問事項	回答
1	導入予定機器について、メーカーA及びBの商品について、対象となるかどうか教えてほしい。	障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業実施要綱（令和7年2月18日付障発0218第4号）における「6. 補助対象」に該当の場合、対象となります。 （以下、要綱抜粋） 補助対象は、次のアからウの機器等とする。 ア ICT機器（RPAやAI等の技術を搭載したものが望ましい） イ 工作機器・治具 ウ その他障害者が従事する作業を効率化するために必要となる機械 なお、対象とするものは、障害者就労施設が提出した事業計画書により、以下のいずれかに該当するものと都道府県等が認めるものとする。 ・ 導入することで、障害者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの ・ 生産活動を行うために障害者自身が利用することで、作業の効率化が図られるもの ・ 導入することで、障害者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの ・ 障害特性に応じた適切な就労支援に資するもの なお、補助金の交付を確約するものではありませんのでご了承ください。
2	新規指定を受ける予定の事業所の申請は可能か。	本事業はICT機器等の導入による生産性の向上の効果測定を行うものであり、事業所新規開設時の補助を目的としていません。ついては、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならないことに注意してください。
3	ICT機器等の導入にあたって、気を付けておくことはあるか。	ICT機器等の導入による定量的効果が事業計画書に明確に示されていることが重要です。（記載内容が十分では無い場合、補助対象経費として認められない場合があります。）
4	申請後に購入する機器の変更は可能か。（例：PC→タブレット）	本調査の回答内容をもって国庫補助協議を行いますので、原則申請後の機器等の変更は受付できません。ただし、販売中止等の事情により計画に示された機器等を購入できないなどやむを得ない事情がある場合で、導入の趣旨目的及び期待される効果が申請時のものと同等であると都道府県等が認めた場合に限り、同価格以下の機器等へ変更できる場合があります。 この場合、購入前に機器等のパンフレット及び見積書を添えてメールにてご相談ください。
5	他の事業との併給は可能か。	その他事業の補助金と補助対象が重複するなどの理由により、併給できない場合があります。
6	申請した場合、必ず補助金がもらえるか。	事業の実施にあたっては、国からの内示および本市の予算措置が前提となりますので、今後事業内容等に変更が生じる可能性があります。また、申請により補助金の交付を確約するものではありませんのでご了承ください。